

令和7年度 真庭市木材利活用促進支援事業 概要説明チラシ

R7.9.20更新

★書類提出先の変更	【申請窓口は真庭地区木材組合に】 令和5年度から真庭地区木材組合（勝山木材ふれあい会館内）が申請窓口となり、真庭市担当課と共同して、書類の審査並びに補助金の交付等を行っています。 ※両者の連絡先等は最後のページをご覧ください。
1. 補助対象者=申請者（第4条）	建築物の木造木質化を行う建築主等のうち、次の(1)(2)のいずれかに該当する者 (1) 真庭産材等を使用して市内に一戸建て木造住宅を新築する建築主のうち、次のア〜ウに掲げる要件を全て満たす者 ア 市内に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築する者又は市外に住所を有し、自ら居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本市に住民登録する者 イ 住宅完成後10年が経過するまでは、市内に住所を有し、当該住宅に居住し、かつ、当該住宅の所有権を第三者へ移転しないことを確約する者 （ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。） ウ 市税を滞納していない者 (2) 市内の公共施設等の整備にあたり、真庭産材等を使用して木造・木質化を行う建築主のうち、次のア・イに掲げる要件を全て満たす者 ア 公共施設等をあらたに建築するためにその設計を発注する者 公共施設等をあらたに建築するためにその請負業務を発注する者 公共施設等に木製品の導入をするためにあらたに木製品の製作を発注する者のいずれか イ 市税を滞納していない者
2. 補助対象事業等（第3条）	(1) この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、木造住宅新築支援事業、公共施設等設計支援事業、公共施設等木造木質化支援事業及び公共施設等木製品導入支援事業とする。 (2) 事業区分、補助事業、補助金額、補助率等は、別表（第3条関係）に定めるとおりとする。 (3) 補助事業の実績報告書を令和8年3月19日(木)までに提出できること。 (4) 補助事業は、同一施設につき、1回を限度とする。 ただし、公共施設等設計支援事業、公共施設等木造木質化支援事業及び公共施設等木製品導入支援事業は、互いに併用することができる。 (5) 公共施設等木造木質化支援事業及び公共施設等木製品導入支援事業にあつては、施工後に真庭産材等が利用者等の目に見える形で使用されること。 ただし、真庭産材等の利用に関して合理的な理由があり、事前に市長が認めた場合はこの限りでない。 ※ 事業実施年度に岡山県の「木づかい脱炭素化促進事業」と予算の範囲内で併用することができる。予算執行状況によっては併用できない場合があるので、必ず事前確認すること。 ※ 補助対象事業者が協定を締結している場合（協定締結団体の会員を含む。）は、市外に整備するものを含む。
3. 受付期間等	令和7年4月1日（火）から令和8年1月15日（木）まで。 ・ 期限内に交付申請ができない場合は、令和8年1月15日（木）までに必ず相談ください。 ・ 真庭地区木材組合の休業日は火・土・日曜日、国民の祝日です。 ・ メールでの受付も可能ですが、受付日は休業日明けとなります。 ・ 受付は予算額に達した時点で終了します。 この場合は真庭市ホームページにて周知します。

4. 交付申請に必要な書類 (第5条)	真庭市木材利活用促進事業のそれぞれの事業区分において、交付申請に必要な書類は下記のとおりです。 ・各種様式は真庭地区木材組合から、用紙またはファイルデータを受理してください。 ・「木造住宅新築支援事業」「リノベーション等事業」については、真庭地区木材組合のホームページにも様式を掲載しています。 https://maniwa-chikumoku.jp ● 木造住宅新築支援事業に係る書類 ア 真庭市木材利活用促進支援事業 交付申請書（様式第1号） イ 同 上 事業計画書（様式第2号） ウ 同 上 確約書（様式第3号） エ 同 上 真庭産材等使用予定報告書（様式第4号） オ 住宅の施工に係る工事請負契約書の写し カ 確認済証又は建築工事届の写し ※確認済証等の受付年度に関する要件は令和5年度から廃止 キ 住宅の平面図 ク ZEHの基準を満たす場合は、省エネ性能表示（BELS）評価書において「外皮性能に関する表示」としてUAの値の記載及び「ZEHマーク」に関する表示として「ZEH」又は「nearly ZEH」の記載のあるもの ケ 申請者が市税を滞納していないことを証明する書類・・・市税の完納証明書は真庭市役所市民課又は各振興局の窓口で発行しています。（以下、他の事業区分も同じ。） コ 申請者の現住所における住民票 サ その他市長が必要と認める書類 ● 公共施設等設計支援事業に係る書類 ア 真庭市木材利活用促進支援事業 交付申請書（様式第1号） イ 同 上 事業計画書（様式第2号の2） ウ 同 上 確約書（様式第3号の2） エ 岡山県が定める木づかい脱炭素化促進事業実施要領による補助の対象となった場合は、その旨を証明する書類 オ 申請者が市税を滞納していないことを証明する書類 カ 公共施設等の設計業務に係る見積書の写し キ 位置図その他必要な図面等 ク 申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書、個人又は個人事業主にあっては確定申告書の写し若しくは住民税申告書の写し ケ 申請者が市と協定を締結している（協定締結団体の会員を含む。）場合はこれを証明する書類 コ その他市長が必要と認める書類 ● 公共施設等木造木質化支援事業] ● 公共施設等木製品導入支援事業] に係る書類 ア 真庭市木材利活用促進支援事業 交付申請書（様式第1号） イ 同 上 事業計画書（様式第2号の3） （公共施設等木製品導入支援事業にあっては同上 事業計画書（様式第2号の4）） ウ 真庭市木材利活用促進支援事業 確約書（様式第3号の3） エ 岡山県が定める木づかい脱炭素化促進事業実施要領による補助の対象となった場合は、その旨を証明する書類 オ 申請者が市税を滞納していないことを証明する書類
--------------------------------	---

	カ 公共施設等の施工に係る工事請負契約書（公共施設等木製品導入支援事業にあっては公共施設等に導入する木製品の製作に係る請負契約書）の写し及び見積書又は設計書の写し キ 位置図その他必要な図面等 ク 確認済証又は建築工事届の写し（ただし、施工にあたって不要な場合を除く。） ※確認済証等の受付年度に関する要件は令和5年度から廃止 ケ 申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書、個人又は個人事業主にあっては確定申告書の写し若しくは住民税申告書の写し コ 申請者が市と協定を締結している（協定締結団体の会員を含む。）場合はこれを証明する書類 サ その他市長が必要と認める書類
5. 申し込み方法及び手続の流れ	真庭市木材利活用促進支援事業のそれぞれの事業区分において、申し込み方法及び手続の流れ、提出先等は下記のとおりです。 (1) 交付申請書の提出：提出先は真庭地区木材組合 「4. 交付申請に必要な書類」を添付してください。 ※「木造住宅新築支援事業」の交付申請書等は、棟上げ予定日の20日前までに提出してください。（交付申請書の期日は空欄で。） ↓ (2) 審査及び交付決定通知書（様式第5号）の送付：真庭地区木材組合が送付 - 申請内容の審査を行い、適当と認められた場合、交付決定の通知を行います。 ↓ (3) 変更承認申請書（様式第6号）の提出：提出先は真庭地区木材組合 - 補助金の額が変更になる等、補助事業内容に変更が生じる場合は「変更承認申請書」と変更内容がわかる資料を提出してください。（事前に早急にご相談ください。） ↓ (4) 実績報告書（様式第8号）の提出：提出先は真庭地区木材組合 - 補助金交付の要件を満了した後、添付書類を添えて、遅くとも令和8年3月19日(木)までに実績報告書等を提出してください。 ● 木造住宅新築支援事業の実績報告書 添付書類 ア 真庭産材を使用したものにあつては真庭市木材利活用促進支援事業 真庭産材納材使用報告書（様式第9号）を、真庭産集成材・C L Tを使用したものにあつては、同 真庭産集成材・C L T使用報告書（様式第10号） イ 納材された補助対象部材の材積、工事の完成状況及び補助対象となる部材の使用状況が確認できる写真 （納材時：部材写真・2方向から撮影、棟上げ後：木造軸組の全景写真、Z E Hの場合は完成後に太陽光パネルの写真及びそれらを含む全景写真） ウ その他市長が必要と認める書類 ● 公共施設等設計支援事業の実績報告書 添付書類 ア 設計図書（建築物の概要がわかる程度の書類） イ その他市長が必要と認める書類 - 設計業務に係る契約書 ● 公共施設等木造木質化支援事業、公共施設等木製品導入支援事業の実績報告書 添付書類 ア 真庭産材を使用したものにあつては真庭市木材利活用促進支援事業 真庭産材納材使用報告書（様式第9号）を、真庭産集成材・C L Tを使用したものにあつては 同 真庭産集成材・C L T使用報告書（様式第10号） イ 納材された補助対象部材の材積、工事の完成状況及び補助対象となる部材の使用状況が確認できる写真

	ウ その他市長が必要と認める書類 ↓ (5) 実地検査と確定通知書（様式第11号）の送付：真庭地区木材組合が送付 ・ 真庭産材の納材状況を県産材サポーターが確認している場合は、実地検査が省略されます。 ・ ただし、必要があると認められる場合には実地検査を実施します。 ・ 適当と認められた場合、確定通知書を送付します。 ↓ (6) 補助金請求書（様式第12号）の提出：提出先は真庭地区木材組合 ↓ (7) 補助金の支払い：真庭地区木材組合が実施 ※ 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産について、事業年度完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すること。 ※ 補助対象事業に係る書類・帳簿等を、事業完了年度から5年間保存すること。 □ 木造住宅新築支援事業の事務手順（スケジュール） ・ 補助金交付申請（確約書、完納証明書、住民票等の期日は申請日以前であること） 補助金額90万円の場合は、省エネ性能表示（BELS）評価書を必ず添付すること。 ・ 事業着手日＝木材発注日（木材の発注は補助金交付決定日以降に行うこと） ・ 納材日＝納品書等で確認する。 ・ 補助金額60万円の場合は、上棟日が事業完了日となる。 ・ 真庭産材納材使用報告書の期日も上棟日とする。 ・ 補助金額90万円の場合は、太陽光パネルが設置された日が事業完了日となる。 ・ 完成予定日＝補助金額90万円の場合は、住宅の完成予定日とする。 ・ 実績報告書＝事業完了日以降に、写真等必要書類を添えて提出する。
6.用語の説明 （第2条）	・ 公共建築物とは：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項各号及び同法施行令第1条各号において定めるものをいう。 ・ 公共施設等：国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物のうち、次に該当する建築物（1学校、2社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、3病院又は診療所、4運動施設（体育館、水泳場等）、5社会教育施設（図書館、青年の家等）、6車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、7高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所）、8不特定多数の集客が見込まれる施設（真庭産材等が、衆目に触れることで、その需要拡大につながるような施工をされている施設。店舗等）をいう。 ・ 真庭産材：法人又は個人事業主が、真庭市内において経営する製材所において、国産材を製材し、含水率が25%以下に乾燥させた製材品をいう。 ・ 真庭産の集成材・CLT：法人又は個人事業主が、真庭市内において経営する製材所で製材したラミナ（板材）を用いて、真庭市内で製造した集成材及びCLT又はそのいずれか ・ 真庭産材等：真庭産材及び真庭産集成材・CLT又はそのいずれかをいう。 ・ 一戸建て住宅：台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅をいう。（木造住宅新築支援事業） ・ 居住を目的としない部分：車庫や店舗部分等生活を営む用途に使用しない部分をいう。（木造住宅新築支援事業） ・ 主要構造部材：土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木をいう。（木造住宅新築支援事業）

- ・ Z E H : ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅の基準をいう。（木造住宅新築支援事業）
- ・ 木製品：真庭産材等をその製品の全部又は一部の材料として使用し、製作された机、椅子、棚等の備品什器類で、建築物に直接固定されていない物をいう。
- ・ 県産材サポーター：岡山県が制定する「県産材サポーター養成実施要領」に基づき、県産材サポーター認定者名簿に登録されている者をいう。（（一社）岡山県木材組合連合会のHPに掲載。認定期間は3か年。）
- ・ 協定：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条に規定する建築物木材利用促進協定をいう。

■申し込み・問い合わせ先

真庭地区木材組合 担当：綱島、瀧崎

717-0022 真庭市三田131（勝山木材ふれあい会館内）

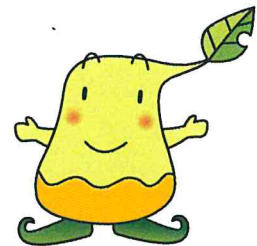
TEL (0867) 44-1277 FAX (0867) 44-2920

メール：chikumoku@mx32.tiki.ne.jp

URL：https://maniwa-chikumoku.jp

・休業日：火・土・日曜日、国民の祝日ほか

・窓口業務時間：午前9時から午後4時30分まで



■問い合わせ先（事業全般）、検査実施者

真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課 担当：高岡、高島

TEL (0867) 42-5022 FAX (0867) 42-3907

メール：biomass@city.maniwa.lg.jp

URL：https://www.city.maniwa.lg.jp